

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊国分駐屯地
第364会計隊長 村上 暢貴

下記のとおり一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名等：業務車1号ほか
- (2) 規格・数量：別紙のとおり
- (3) 引取（引渡）期限：代金納付日から5日以内（令和8年3月31日までに搬出）
- (4) 代金納付期限：令和8年3月31日（火）
- (5) 引渡場所：陸上自衛隊国分駐屯地

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和7・8・9年度の全省庁統一競争参加資格「物品の買受け」C等級以上の格付を保有し、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること及び自動車リサイクル法に基づく引取り業者であり、各都道府県等登録業者であること。
- (5) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (8) 第8項(2)に示す適用条項を理解の上、承諾した者であること。

3 契約条項等を示す場所

契約条項並びに「入札及び契約心得」掲示場所

陸上自衛隊国分駐屯地及び西部方面隊ホームページ

（ホームページアドレス <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>）

4 競争入札の場所及び日時

- (1) 場 所：陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊 入札室
- (2) 日 時：令和7年12月16日（火）10時00分

5 落札決定方法

総額（税込）が、当隊所定の予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最高入札者が2人以上の場合にはくじ引きにより落札者を決定する。総額が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施するものとし、郵便等が含まれている場合の再度入札の時期は別途連絡する。

また、リサイクル券は車両と同時に引き渡すため、入札価格にリサイクル料金を加算すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免 除
ただし、契約締結後、業者側の責による理由により契約の全部又は一部を解約する場合は、落札金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

- (1) 競争入札参加資格のない者が行った入札。
- (2) 入札金額、入札者氏名及び押印が明瞭でない場合又は識別しがたい場合。
- (3) 電話・電報・FAXによる入札。
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

8 契約書等の作成

- (1) 特に示された場合を除き、落札者は落札決定後遅滞なく「駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 適用する契約条項
「不用物品売払契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「中古品の売払いに関する特約条項」

9 その他

- (1) 令和7年12月11日（木）17時00分までに資格審査結果通知書（写）及び自動車リサイクル法に基づく引取業者としての各都道府県知事等の登録許可証（写）を提出すること。
- (2) 入札を代表者以外の方に委任する場合は、入札前に委任状を提出すること
- (3) 郵便により入札に参加する場合は、送付用封筒に必ず「(入札日時及び入札件名 入札書在中)」の記載をし、令和7年12月15日（月）17時00分までに必着するように「書留」で郵送すること。この際、送達した旨の連絡を担当者（会計隊）へ行うこと。
- (4) 市場調査価格（積算内訳）を令和7年12月11日（木）15時00分までに提出すること
- (5) 入札日当日（郵便入札があった場合）に不調となり再度入札を行う場合は、別途連絡とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。郵便入札の場合において入札金額が同額の場合は、当該入札に関係のない職員によりくじ引き抽選を実施する。
- (6) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
- (7) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合はすべて買受人の責任において処理すること。
- (8) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
- (9) 売払物品の使用等に必要となる法令上の各種手続きは、買受人の責任において行うこと。

10 入札に関する問い合わせ先

〒899-4392

鹿児島県霧島市国分福島2丁目4番14号

陸上自衛隊国分駐屯地 第364会計隊契約班 担当：中津

TEL 0995-46-0350（内線636） FAX 0995-46-4076

15 仕様書及び現物（現場）確認に関する問い合わせ先

陸上自衛隊国分駐屯地業務隊補給科補給班 担当：福永

TEL 0995-46-0350（内線713）